

農業委員会による農地利用の最適化の推進

<対策のポイント>

農業委員・農地利用最適化推進委員による、地域が目指すべき農地の将来像である目標地図の素案作成を含む、農地利用の最適化のための活動等に必要な経費を支援します。

<政策目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

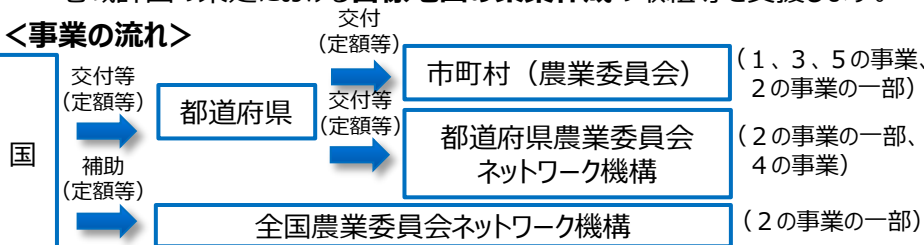
<事業の内容>

- 1. 農業委員会交付金** 4,718 (4,718) 百万円
農地法等に基づく業務を行うための農業委員会の職員の設置、農業委員等の手当に必要な基礎的経費を交付します。
- 2. 機構集積支援事業** 2,748 (2,757) 百万円
【令和5年度補正予算：農業委員会サポートシステム改修事業】143百万円
遊休農地の所有者等の利用意向調査、所有者不明農地の権利関係調査、農地情報や農地の出し手・受け手の意向等を管理するデータベースの運用等を支援します。
- 3. 農地利用最適化交付金** 4,560 (5,100) 百万円
農地利用最適化推進委員等による農業委員会の農地利用の最適化活動に要する経費を支援します。
- 4. 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金** 523 (523) 百万円
都道府県農業委員会ネットワーク機構（都道府県農業会議）が行う農地法に規定された業務に要する経費を支援します。
- 5. 農地調整費交付金** 47 (47) 百万円
農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を交付します。

(関連事業)

地域計画策定推進緊急対策事業 1,359 (799) 百万円の内数
地域計画の策定における目標地図の素案作成の取組等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農業委員会

- 農地法等に基づく業務（農地の権利移動に係る許可等）
- 農地利用の最適化のための活動（農地集積・集約化、遊休農地解消等）

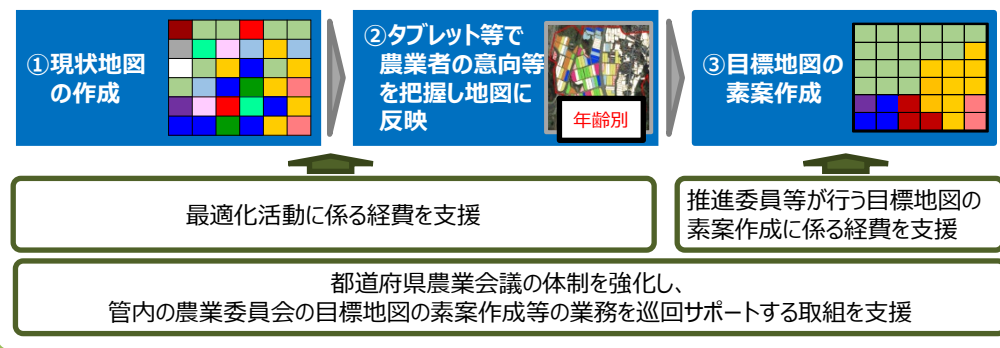
【T農業委員会の活動事例】

- ・農業委員会が、管内の全ての農地所有者を対象に今後の経営意向や後継者の有無、農地一筆ごとの状況及び今後の利用意向等について意向調査を実施。
- ・調査結果を地図化の上、地域の話合いで関係者に共有し、農地バンクも活用したマッチングにつなげている。（担い手への集積率：63.9%（令和4年度））

※都道府県農業会議等が農業委員会の業務をサポート



農業委員会による目標地図の素案作成の推進（イメージ）



【お問い合わせ先】 (1, 3, 4の事業) 経営局農地政策課 (03-3591-1389)
(2の事業) 農地政策課 (03-6744-2152)
(5の事業) 農地政策課 (03-6744-2153)

令和6年度の農地利用最適化交付金の見直しの方向

- ◆ 交付金の骨格は維持（別紙のとおり）
- ◆ 委員等の実績に応じた交付金は、活動量等の水準により段階毎に単価を設定し、配分額を算定（各交付金の調整措置は5年度で終了）。活動量が直接的に反映されるため「年度内の活動の充実・強化」の周知徹底が重要
- ◆ 委員等の実績に応じた交付金と、委員会の実績に応じた交付金の流用は禁止
- ◆ 委員等の実績に応じた交付金は、活用意向のある委員会のみ配分額の算定に必要な実績報告書を提出（委員会の実績に応じた交付金は、算定方法に変更がないため、引き続き全委員会が提出）

委員の実績に応じた交付金
(予算総額の7割：委員報酬等)

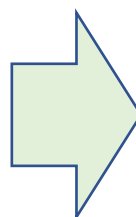
【現 行】

$\frac{\text{予算額} \times 49\%}{\text{全推進委員等の人数}} \times \frac{\text{委員の活動実績の評価点}}{\text{全推進委員等の評価点の平均}}$

+

$\frac{\text{予算額} \times 21\%}{\text{全推進委員等の人数}} \times \frac{\text{委員の成果実績の評価点}}{\text{全推進委員等の評価点の平均}}$

交付金の配分額の算定に必要な
実績報告書について



【令和6年度】

| 活動実績 | 平均活動日数 | 月額報酬単価 |
|------|-----------|--------|
| | 10日以上 | 〇～〇円 |
| | 8日以上10日未満 | 〇～〇円 |
| | 6日以上8日未満 | 〇～〇円 |
| | 3日以上6日未満 | 〇～〇円 |
| | 1日以上3日未満 | 〇～〇円 |

+

| 成果実績 | 評価点 | 月額報酬単価 |
|------|--------|--------|
| | 15点以上 | 〇～〇円 |
| | 10～14点 | 〇～〇円 |
| | 4～9点 | 〇～〇円 |
| | 1～3点 | 〇～〇円 |

- 委員の実績に応じた交付金については、活用意向のある委員会のみ提出を求める
 - 未提出の委員会は、活動実績の最下位グループの単価を機械的に配分
- 委員会の実績に応じた交付金は、算定方法に変更はないため、引き続き全ての農業委員会から提出を求める
 - ガイドライン通知の点検・評価と同一のため活用を希望しない委員会の負担軽減

- 農地利用最適化交付金は、農業委員会が定めた農地利用最適化活動の活動量や成果に応じて配分額を算定
- 本交付金は、農地利用最適化推進委員等の実績に応じた交付金（予算総額の7割）と、農業委員会の実績に応じた交付金（予算総額の3割）で構成

委員等の実績払い
(予算総額の7割)

活用には、市町村の上乗せ報酬条例が**必要**

委員会の実績払い
(予算総額の3割)

活用には、報酬条例は**不要**

委員の報酬

成果払い(7割のうちの3割)

委員の（評価項目）の実績に基づく評価点に応じて配分
(担い手への集積・遊休農地の解消・新規参入の促進)

活動払い(7割のうちの7割)

活動日数に応じて配分

・委員の報酬
・委員の最適化活動に要する経費
等に活用可能

委員会の事務費

委員会の（評価項目）の実績に基づく評価点に応じて配分
(担い手への集積・遊休農地の解消・新規参入の促進)

・事務補助員の手当
・外部への業務委託に要する経費
・タブレットの通信費
等に活用可能

+